

意見聴き取り調査票

(福島県建設専門工事業団体協議会)

1 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 県では、平成22年2月から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引き上げを行いましたが、このことの元請・下請関係への影響は、どのようなものですか。

県の折角の改定ですが、元請・下請関係は全く変わっておりません。
更に悪化しております。

それは、元請建設業の厳しい経営状態にあると思われます。

又、最低制限価格の引き上げはありましたが、基本となる設計積算労務単価が低いことにあります。

前回にも申し上げましたが積算労務単価の改定引き上げがない限り、下請に好影響することはありません。

<福島県交通安全施設業協同組合>

設定水準の引き上げはあったが、下請工事業としては、単価水準に関しての引き上げは感じとれない。

むしろ、工事量の減少により値引きの傾向にある。

(原因)

- ・ 元請会社が応札額に対する社内単価を設定しており、それ以下でなければ受注できない。(指値が多い)
- ・ 一度下げられた単価に対しては、値上げ交渉が難しい。

<福島県建設大工工事業協会>

設定水準の引き上げは、実感として感じられず、単価は、過去30年前の水準に逆戻りを示し、従来、元請ゼネコンが、協力会社の品質保証を担保に発注と信頼関係が保たれていたのに対し、バブル崩壊後は、低価格で入札する業者であれば、誰でもいい契約スタイルになってしまった。

設定水準の引き上げがなされましたが、下請工事業は、ほとんど影響を及ぼさなく、工事量の減少により、過当競争の激化を生み、値引きがある。

このことから、当然、受注をせざる得なくなり、経常経費の切り詰め、人件費の削減に波及し、働く者の給与ベースを下げざるを得なくなり、設計労務単価も例を見ないほど賃金の下降がみられ、労働者の福祉の向上と優秀な技能・技術者の確保が、非常に困難な危機的状況下にあり、単価の下げ止まりを強く希望します。

<福島県建設室内工事業協会>

最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定水準を引き上げたという割には、低水準・低価格の落札のため、下請専門工事業者の我々としては、依然として現状は厳しい状況にある。予定価格を見直し最低制限価格をもっと上げて、100%の基準価格にて受注してもらいたい。

尚、元請から下請への発注価格を発注者が管理して欲しい。元請が高く取っても、下請に金が回って来なくては何にもならない。

又、補助金絡みの建築物についても、最低制限価格を設けて欲しい。

そして、各市町村についても、最低制限価格を同レベルで一律アップして欲しい。

(2) 元請・下請関係適正化のための課題や方策として、どのようなことが考えられますか。

問題は国や県の元請・下請適正化対策を元請である建設業が厳守する以外には解決されません。一度崩れた元下関係は簡単には解消されません。

解決するとすれば、国・県が元請である建設業に対して、建設業法、元請・下請関係適正化指導要綱を守る強力な指導(通達)が必要であります。

<福島県交通安全施設業協同組合>

出来る限りの分離発注をし、元請・下請関係を減少させる。

<福島県建設大工工事業協会>

元請ゼネコンの安値契約に大きな課題があると同時に、下請業者が、さらに、過当競争で低価格激化が進む。

そこで、下請業者が安値受注せざるを得なく、元請との妥協は許認められるはずはなく、下請業者が、苦渋の選択で妥協する。

このため、下請業者の弱者を責めるのではなく、元請ゼネコンの安値受注対策を講ずる必要があると考えられる。

つまり、発注者の最低価格の引き上げ等、福島市議会が国に制定を求め
る意見書を提出している「公契約法」のあり方を積極的に導入し、歯止め
をしなければ、わが国の今後の建設業界、社会全体のライフワークが崩れ
る危機的状況下を憂います。

<福島県建設室内工事業協会>

建設工事の減少に歯止めがかからず、元請同士の競争は続いている。更
に県外業者の進出があり、低価格の工事でも請け負わざるを得ない状況に
追い込まれている。

公共工事や補助金がらみの工事については、地元下請企業への発注を第
一に優先的にお願いしたい。

2 総合評価方式について

- (1) 県では、設計金額3千万円以上の農林水産部及び土木部発注工事につ
いては原則全件を総合評価方式の対象とし、それら以外の工事についても抽出
して実施していますが、このことによる下請工事への影響等についてどのよ
うにお考えですか。

総合評価方式の対象となるのは、ゼネコン及び県内大手建設業ですが、
総合評価対象となる元請の力が下請を締め付け、厳しいのが現実です。

下請単価が低いのも、下落するのも大手が大きな原因を作っております。

総合評価方式を適用する工事の入札にあたっては、「適正な元請・下請
関係を厳守すること」の条件を義務付けして下さい。

<福島県交通安全施設業協同組合>

地場大手の総合評価値の評価が高く、落札率は高いが、力関係により下
請工事に対する契約単価への圧力が大きい。

<福島県建設室内工事業協会>

品質向上を大前提として考えているため、その部分を評価されるのはあ
りがたいが、下請工事には特に影響は出ていない。加点方式についてよく
理解出来ていないのが実態であり、地元大手企業が点数が良くなり、小規
模企業は低くなると思われる。

地元優先（加点）して頂きたい。

3 現場代理人の常駐義務緩和について

- (1) 県では、平成22年4月から緩和対象工事の予定価格（契約金額）を同種工事の場合には2,500万円未満とするなど要件等を一部変更して、現場代理人の常駐義務緩和の試行を行っていますが、このことによる下請工事への影響等についてどのようにお考えですか。

<福島県交通安全施設業協同組合>

下請工事として影響はない。ただし、全体にいえることとして、発注者のワンディレスポンスを増やし、迅速な対応をお願いしたい。

<福島県建設大工工事業協会>

下請工事業としては影響がないが、元請業者により義務付けられているため、何ら緩和措置になっていない。

また、元請サイドでは、管理しやすいため、この方法を採用しているのが現状である。

<福島県建設室内工事業協会>

建築工事についてあまり影響は少ないが、下請業者に管理業務を請け負わせるなどのしわ寄せが来ることは困る。

工程や作業内容について、聞きたい時に管理者が居らず仕事が停滞するような状況にならないよう安全管理・工程管理に対して対応願いたい。

4 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

<福島県交通安全施設業協同組合>

250万円以下の見積り合わせに関しても、最低制限価格の設定をお願いしたい。

総合評価方式での総合建設業有利から、単独工事に関する専門工事

業に有利な条件を加味して頂きたい。

- 1 工事实績（主たる工事事業者及び実績）
- 2 専門工事業者への優良工事表彰の対象枠の拡大（金額に関係なく）
- 3 工事成績評定（施工プロセス該当）チェックリスト評定において、当業界にはチェック該当項目が少なく、評定を上げることが不可能。
- 4 規制緩和、書類の簡素化といわれながら、特に竣工書類等提出、提示書類の簡素化が進まず、年々多くなってきている。ぜひ、簡素化の実現に向け努力をお願いしたい。

<福島県建設室内工事業協会>

一般競争入札に対しても地元ゼネコンを優先して欲しい。

最低制限価格を上げていただきたい。

一級技能士・施工管理技術者・基幹技能士といった資格のみを重んじているように思える。実際に現場で作業している技能士の待遇面を考えていただきたい。

1日あたりの常用単価が1万円を割り込み5000円から7000円という技能士まで現れているのが実態である。これでは若い技能士が育たず、建設業界は技能士がいなくなる恐れが現実のものとなってくる。